

「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」 に係る港湾計画の変更について

令和2年2月19日
国土交通省 港湾局

- 港湾法第2条の4に規定する「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」(基地港湾)の埠頭を発電事業者に長期間貸し付けるにあたり、他の港湾機能との調和や港湾関係者間での調整が必要となることから、長期貸付けを想定する区域を港湾計画において「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」として明示する。
- また、基地港湾の指定については、国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し特に重要なものを国土交通大臣が指定することとなるが、当該港湾の港湾計画において「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」が位置づけられていることも要件の一つとなる。

計画書の記載例

■ 港湾計画の方針

港湾計画の方針

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する。
(追加)

■ 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

IV 港湾の効率的な運営

1 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、以下の施設において、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するように措置することを計画する。なお、当該拠点の形成に当たっては、災害時等における公共的な利用を確保する。

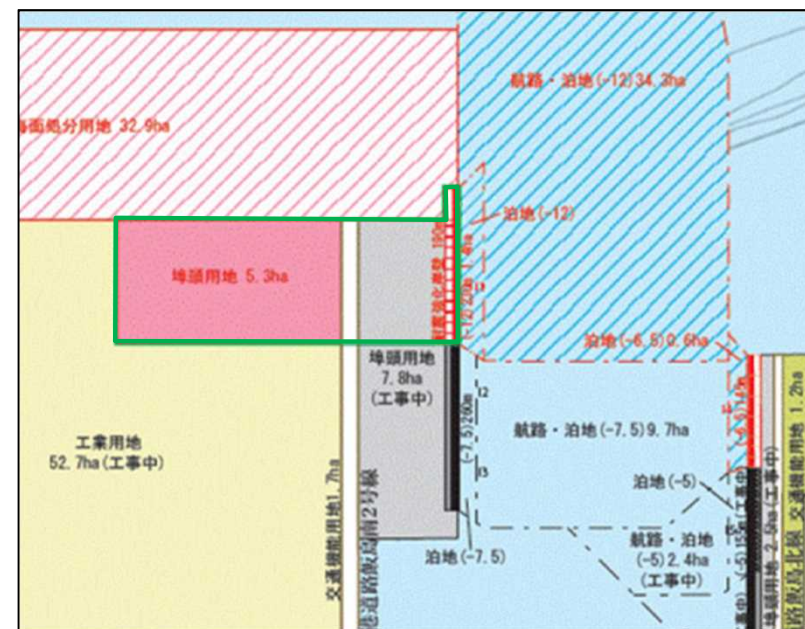
○○地区

水深○○m 岸壁○バース 延長○○○m [既設の変更計画]

埠頭用地 ○ha [既設]

計画図の記載例

(秋田港の場合)

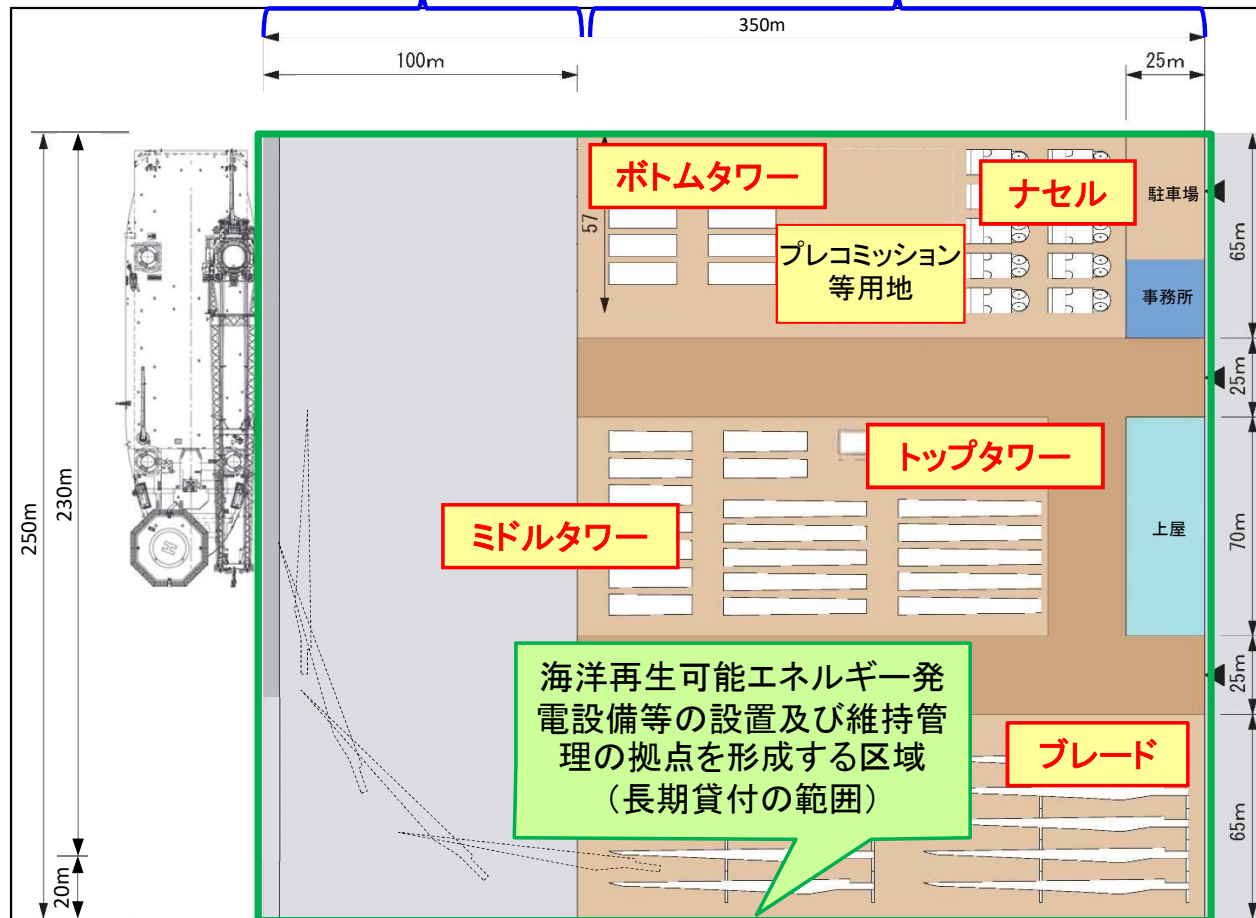


基地港湾を構成する施設の規模及び配置のイメージ

- 港湾計画では、各港湾において利用が見込まれる発電事業の規模等を踏まえ、施設の規模及び配置を個別に検討する。
- 岸壁の諸元は、現在、欧州等において洋上風力発電部材の輸送に利用されている貨物船の船型を踏まえ、30,000DWT級の貨物船に対応する【水深12m、延長230m】程度を想定。
- 「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」(緑囲み)の埠頭用地については、荷役、荷捌き、組立及び海上工事を円滑に行うために必要な部材の仮置き機能を担うため、欧州の事例を参考に【8~9ha】程度を想定。

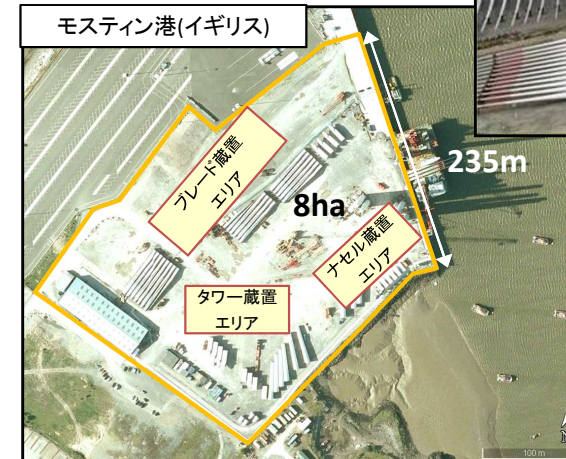
■ 緑囲みのイメージ

荷役、荷捌き、組立 一時保管



■ 利用が想定される船舶

船名	DWT (t)	船長 (m)	船幅 (m)	喫水 (m)	必要延長 (m)	必要水深 (m)
Happy Dover	17,518	156.93	25.60	10.32	200	12
New Legend Sapphire	24,290	175.35	26.51	10.30	220	12
New Legend Ruby	24,316	175.42	26.51	10.30	220	12



■ 欧州の基地港湾の例



1. 一時保管の様子



2. タワー組み立ての様子



3. SEP船への積込み前の様子



4. SEP船への積込み、出港の様子



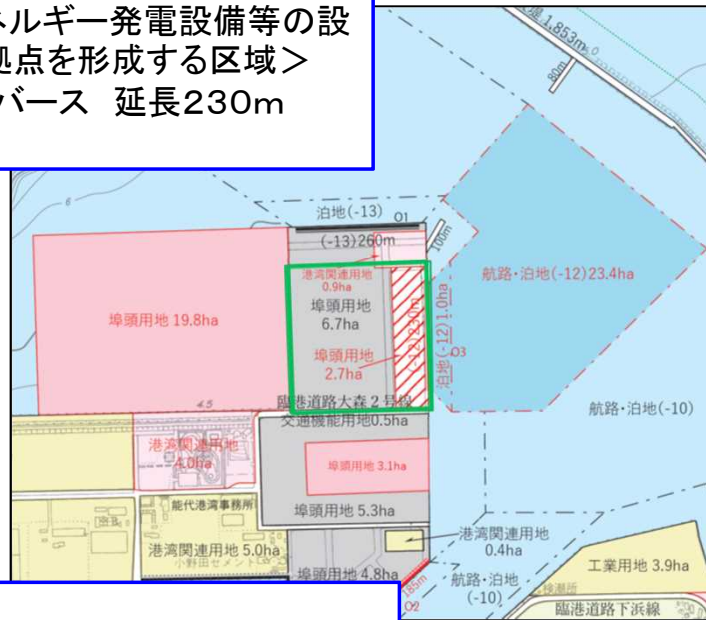
5. 洋上工事の様子

各港湾における計画変更の内容

能代港

＜海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域＞

水深12m 岸壁1バース 延長230m
埠頭用地 8ha



鹿島港

＜海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域＞

水深14m 岸壁1バース 延長280m
埠頭用地 5ha

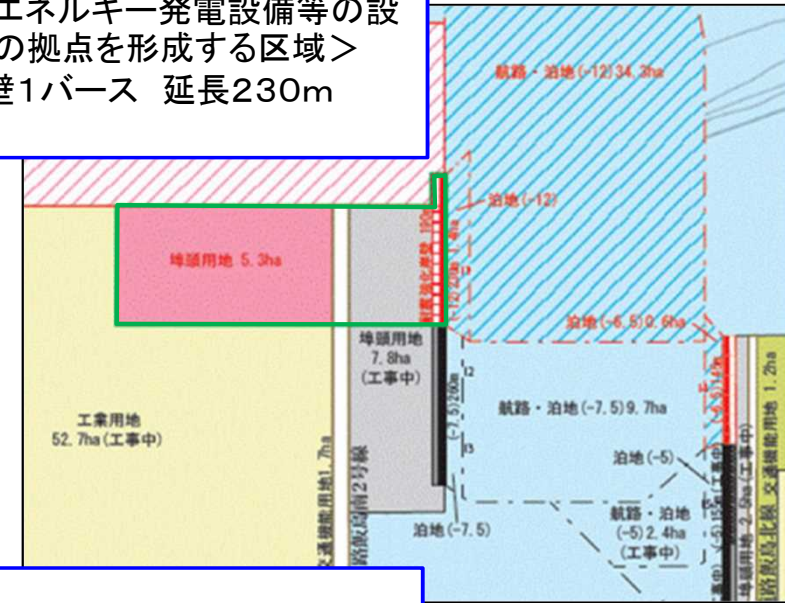
※岸壁の諸元は今後検討



秋田港

＜海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域＞

水深12m 岸壁1バース 延長230m
埠頭用地 8ha

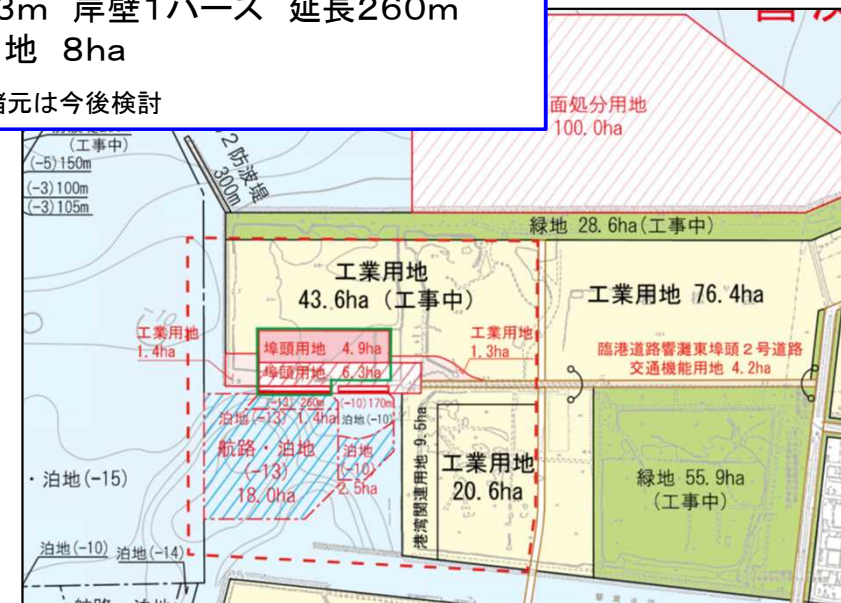


北九州港

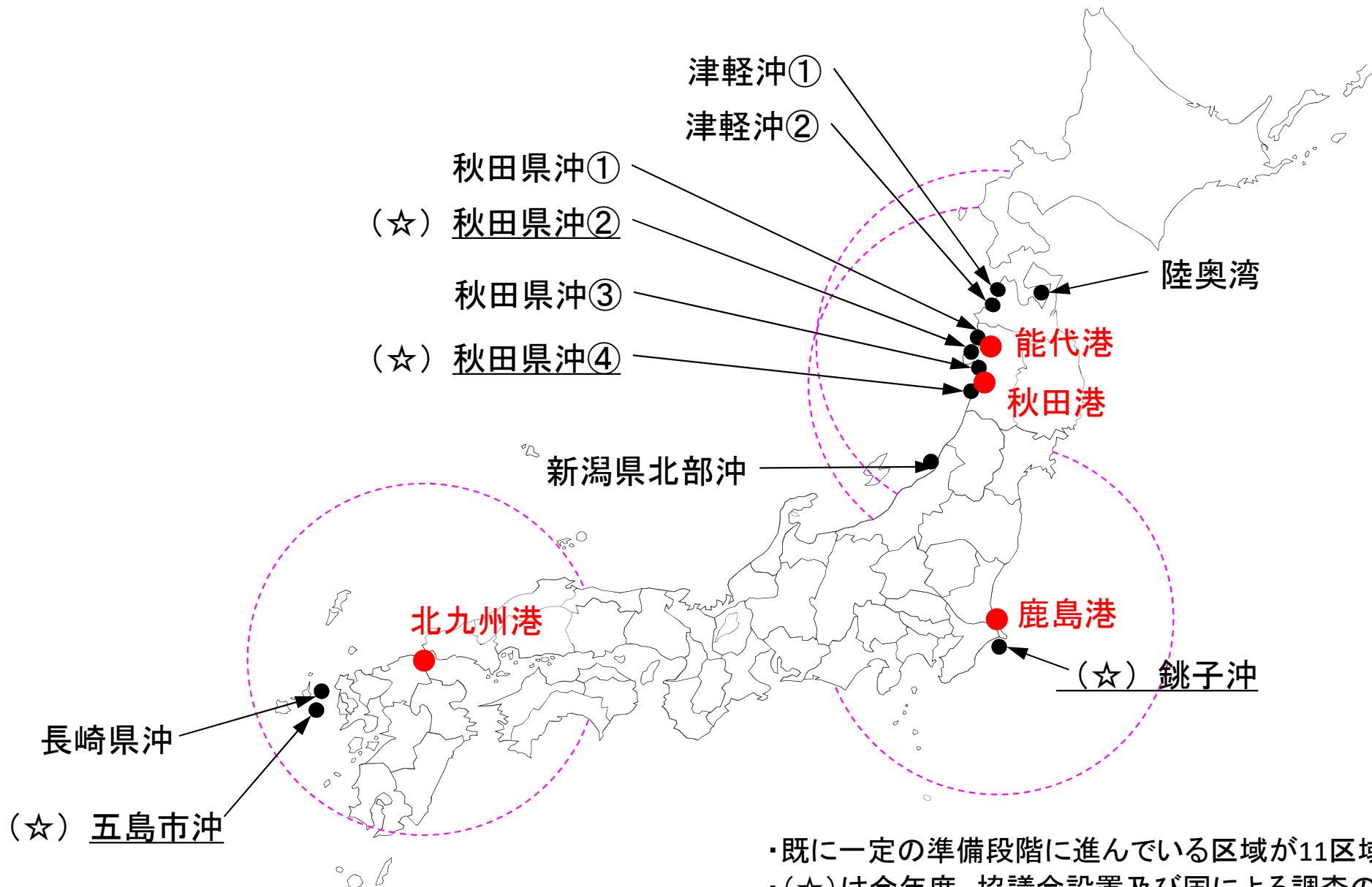
＜海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域＞

水深13m 岸壁1バース 延長260m
埠頭用地 8ha

※岸壁の諸元は今後検討



【参考】各港湾と有望な区域の位置関係(位置図)



- ・既に一定の準備段階に進んでいる区域が11区域
- ・(☆)は今年度、協議会設置及び国による調査の準備を直ちに開始する「有望な区域」(4区域)

※令和元年7月30日公表